

岡山市合併処理浄化槽補助金交付実施要領

1 基本的事項について

(1) 補助対象となる条件

①既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置であること。（別表1の例による。ただし、別表1により難しい場合は、別途協議するものとする。）

②補助対象建物であること。

ア 50人槽以下の浄化槽を設置しようとする建物で、自己が居住し、次のいずれかに該当するもの。なお、居住とは、年間を通じ断続的に概ね30日以上、生活拠点を設けて暮らすことをいう。

1) すべてが自己の居住の用に供する専用住宅

a) 同一敷地内に自己が居住し、他の部分と同一の排水処理を行う場合も含む。

b) アパートやマンション等の共同住宅は補助対象としない。

2) 延べ床面積の2分の1以上の部分を自己の居住の用に供する併用住宅

a) 自己の居住の用に供する住宅以外の部分が貸店舗・貸事務所の場合は、使用用途によって人員算定が異なり、不明確となるため補助対象としない。

イ 過去に岡山市から補助金の交付を受けて浄化槽を設置した建物と建築基準法上の同一敷地内にある建物は補助対象としない。ただし、別表1で補助対象になる場合を除く。

③補助対象地域であること。

岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「当分の間」とは原則として7年以上とし、下水道事業計画区域については岡山市地図情報の「岡山市下水道等情報マップ」によるものとする。ただし、農業集落排水処理施設による処理区域については、下水道河川局への照会結果によるものとする。

④補助対象浄化槽であること。

浄化槽法第2条第1号に定める、し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽であって、次に該当するもの。

ア 5～10人槽では、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であって、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたものであること。

イ 11～50人槽では、浄化槽法第13条に基づく国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であること。

⑤適正な規模の浄化槽であること。

ア 浄化槽の人槽算定は、現存する建物（建築確認を要する場合は確認を受けた建

物を含む。)で算定するものとし、JIS A 3302-2000により算定された適正な規模であること。ただし、将来増築の予定があり、その計画が明確となっているなど相応の理由がある場合は、現存する建物で算定された人槽より大きくすることができ、設置された浄化槽に応じた補助金を交付するものとする。

また、7人槽相当の住宅であって、別に定める「住宅に尿尿浄化槽を設置する場合の処理対象人員算定基準のただし書適用基準」(平成14年10月1日施行)の規定を満足する場合は5人槽とすることができる。

イ 建築基準法上の同一敷地内の建物はすべて人槽算定の対象とする。

この場合、同一敷地とは1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

なお、同一敷地内の建物のうち、車庫、農業用倉庫、住宅の外からでなければ利用できない倉庫(業務用を除く。)等であって水廻りのない建物は、算定から除外することができる。

⑥設置後の維持管理が確実に行われるものであること。

⑦公共下水道等が整備され供用を開始したときは、浄化槽から公共下水道等に速やかに接続すること。

(2) 補助対象事業の範囲

補助対象となる工事の内容は次のとおりとする。

ア 床掘り

イ 基礎

ウ 本体据え付け

エ 埋戻し

オ 上部スラブ打設

カ 宅内配管・升工事(単独転換又は汲取り転換による宅内配管工事費の補助を申請する場合)

キ 残土処理

ク 単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去・処分(単独転換又は汲取り転換による単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去費の補助を申請し、単独処理浄化槽又は汲取り便槽をすべて掘り起こして処分する場合)

2 補助金交付申請について

(1) 申請の時期

①建築確認が不要の場合は、浄化槽設置届出の受理から10日を経過した後に申請することができる。

②建築確認を要する場合は、確認済証の交付を受けた後に申請することができる。

③工事が当該年度の3月15日までに完了しないものは申請することができない。

④申請者は浄化槽の設置工事前に補助金交付申請書及び添付書類を提出し、交付決定

の通知を受けてから浄化槽設置工事に着手することができる。

交付決定前に、既に浄化槽を設置又は設置工事に着手している場合は補助金を交付することができない。

また、単独転換若しくは汲取り転換宅内配管工事費用の補助の申請をしている場合又は単独処理浄化槽若しくは汲取り便槽撤去工事費用の補助の申請をしている場合において、交付決定前に宅内配管工事又は撤去工事に着手している場合は宅内配管工事費用分及び撤去工事費用分の補助金を交付することができない。

(2) 添付書類

申請にあたっては、補助金交付申請書に要綱第6条第11号の市長が必要と認める書類等として次に掲げるものを添付すること。

- ①専用住宅を借りている者は、賃貸借契約書の写し及び所有者の承諾書の写し
- ②建売住宅の場合は、売買契約書の写し
- ③中古住宅購入後に浄化槽を設置する場合は、売買契約書の写し
- ④公共物使用許可、道路占用許可が必要な場合は、それらの許可書の写し
- ⑤滞納無証明書（税調査に同意しない場合または税調査の結果、滞納無であることが確認できなかった場合。発行後1か月以内のもの。写しでも可。）なお、申請時に市外に居住している者は、住民票の写し（発行後1か月以内のもの。写しでも可。）
- ⑥現況写真

当該現場であることが特定できるように撮影された、次のものとする。

ア 敷地周辺の建物や敷地境界の状況

イ 敷地内のすべての建物（届出改造物件等既存の建物がある場合は建物の周囲が確認できるもの。）

ウ 工事途中または完成後の建物基礎（基礎工事未着工の場合は建築予定場所の全景）

エ 浄化槽埋設予定場所（未着工であることが分かるもの。）

オ 処理水の放流先の状況

カ 既存の浄化槽又は便槽（撤去すべき浄化槽又は便槽がある場合）

⑦既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であることが確認できる書類（別表2の例による。）

⑧単独転換又は汲取り転換宅内配管工事費の補助対象であることが確認できる書類（別表3の例による。）

⑨単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去工事費の補助対象であることが確認できる単独処理浄化槽又は汲取り便槽の写真

⑩自然災害に伴い必要となった家屋の建替・新築に伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新にあつては、り災証明書の写し

⑪その他必要な書類等

3 補助金交付決定について

申請書が提出されると、書類審査及び必要に応じて事前現場確認を行う。その結果、

不備がなければ、補助金交付の決定を申請者に通知する。

4 浄化槽設置工事について

(1) 雨水及び特殊排水（工場、ペットショップ等の別途処理すべき排水）を除く、敷地内から排出されるすべてのし尿及び雑排水を浄化槽に接続しなければならない。

接続しない水廻りの設備は、特殊排水の排水設備を除いて、その設備を撤去しなければならない。

(2) 軒下等にあって受け皿のある外部立水栓は、原則として浄化槽に接続することとし、砂溜め用の升を介して接続すること。

ただし、泥水が大量に流入する場合や、屋根がなく雨水が流入する場合、あるいは散水に使用するのみの場合などは、その立水栓では洗剤を使用しないという条件をもって、接続しないこともできるものとする。

(3) 各升の設置については、「岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針」（平成21年4月1日施行）の「第6 付帯設備に関する事項」に基づくものであること。

(4) 原則として、建物から出た直後（2メートル以内）に升を設けること。

また、合流点、45度以上の屈曲点には升を設け、管長が管径の120倍を超えない範囲で升を設けること。

さらに浄化槽の直前・直後（2メートル以内）には升を設けること。ただし、直後の升は放流ポンプで代えることができる。

升の露出は極力避けるものとするが、やむを得ず露出する場合は、升前後の配管に十分な支持を行い、耐候・耐衝撃を考慮して補強するものとする。

(5) 台所排水には専用の油水分離可能な升（台所排水専用升）を設置し、その升には他の排水を流入させないこと。

台所排水専用升は、内径30cm以上で、水深25cmを確保し、水面から15cm以上深い部分の水を流出させる構造のものであること。

なお、台所が2ヶ所ある場合は、それぞれに専用升を設けることを原則とするが、1つの専用升に流入させる場合は、その升の内径は35cm以上のものとする。

(6) 本管は10cm径を使用し、勾配は100分の1以上であること。

配管がやむを得ず露出する部分については、肉厚管（VP）を使用すること。

(7) 放流先の最高水位を確認し、放流水が支障なく放流できるものであること。

また、ポンプで放流する場合を除き、放流管径は10cm以上のものであること。

放流ポンプを設置する場合は、必要に応じ逆流防止弁を設置すること。

なお、原水ポンプ、放流ポンプともに故障時を考慮し、同一能力のものを2基設

置することが望ましい。

(8) マンホールの嵩上げは30cm以下とし、これを超える場合は浄化槽の維持管理を行う上で支障のない構造のピットを設けること。

(9) 浄化槽用の送風機は、型式適合認定書添付仕様書に記載された適正な風量のものであること。

(10) 工事にあたっては浄化槽法第4条第5項の規定による「浄化槽工事の技術上の基準」及び本要領に基づき、これに定めのない事項については一般社団法人全国浄化槽団体連合会発刊の「浄化槽設計施工の手引き」に準拠して適切に実施すること。

(11) 浄化槽設備士は、現場において補助事業の完了を確認するとともに、自ら確認を行っていることを証する写真を撮影すること。

確認に当たっては、要綱及び本要領の規定のほか、交付決定時の条件に沿ってチェックリスト（「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」平成元年2月8日衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知の別表）に基づいて行うものとし、併せて補助事業完工図（排水配管完工図）を作成すること。

5 交付決定後の申請内容の変更について

(1) 交付決定後の申請内容を変更しようとするときは事前に相談し、指示に従うこと。

単独転換若しくは汲取り転換宅内配管工事費用の申請額又は単独処理浄化槽若しくは汲取り便槽撤去工事費用の申請額を変更しようとするときは、事前に変更後の事業見積もり額の分かる書類、積算根拠及び図面を添付して変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。ただし、申請額を減額する場合は積算根拠等を省略することができる。また、放流先を変更しようとするときは、事前に写真及び図面を添付して変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。

なお、補助事業者及び浄化槽の規模の変更、並びに申請地を当該申請とは全く関係のない別の場所に変更することは認めない。

ただし、補助事業者が死亡した場合に限り、補助事業者を法定相続人の代表者に変更することができる。

(2) 補助事業者の住所、配管経路、浄化槽の埋設位置、放流方法、浄化槽設備士、浄化槽工事業者、浄化槽の機種等の変更については、実績報告時に必要書類を添えて変更届出書を提出すること。

6 工事写真について

浄化槽工事が適正に行われたことを明確にするため、浄化槽工事の各工程について次の要領で撮影し、実績報告書に添付すること。

(1) 共通事項

- ① 工事の内容が分かり、当該現場であることが特定できるよう、周辺状況を含めて撮影されたものであること。
- ② 工事看板は、設置場所、補助事業者名、作業工程を明記したものであること。又は、撮影時の画像データ内に組み込まれたものであること。
- ③ 人物は、着工前及び完了写真を含め、ヘルメットを着用していること。
- ④ 地盤の崩壊による危険性や、近接した構造物等への影響を考慮し、必要に応じて矢板等による土留め工事を行うこと。
- ⑤ 看板やスケールの目盛りが分かりにくい場合には、近接して撮影されたものもあわせて提出すること。
- ⑥ 画像データの提出を求める場合があるので、補助金を申請した年度内は、これらを保存すること。なお、やむを得ず画像データの調整を行った場合は元のデータを同様に保存すること。

(2) 工事写真

次の各工程及び装置について、別表4の工事写真撮影要領にしたがって撮影されたものであること。（「浄化槽設置整備事業 提出写真の撮り方（岡山県版）」を参考として撮影すること。また、着工前写真は設置場所・補助事業者名・交付決定日及び交付決定番号が記入された工事看板を現地に設置し、写り込むように撮影すること。）

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 着工前 | ⑪ ポンプ槽 |
| ② 床掘り | ⑫ 放流先 |
| ③ 栗石・砕石敷き | ⑬ 台所専用升 |
| ④ 配筋・コンクリート打設又は底板コンクリート2次製品 | ⑭ 配管経路・各弁 |
| ⑤ 吊り込み | ⑮ 浄化槽稼働・送風機設置状況 |
| ⑥ 水張り・水平確認 | ⑯ 撤去写真（撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合。⑰を除く。） |
| ⑦ 埋戻し・水平確認・水締め・突き固め | ⑰ 単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去前後及び途中の写真、掘り起こした単独処理浄化槽又は汲取り便槽の写真（単独転換又は汲取り転換による撤去費の補助を申請する場合。） |
| ⑧ 転圧・埋戻し完了 | |
| ⑨ 上部スラブ配筋 | |
| ⑩ 工事完了写真・嵩上げ | ⑱ 浄化槽の製造番号 |

7 実績報告について

- (1) 補助事業完了後、14日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書に要綱第9条第1号から第6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等として、(3)に掲げるものを添付して提出すること。

ただし、14日後又は3月15日が閉庁日の場合は、以降の直近開庁日とする。

(2) 補助事業の完了とは、浄化槽本体及び接続される流入・流出管等が適正に設置され、水廻りの設備が使用可能な状態で、原則として、浄化槽上部にコンクリートスラブがマンホール枠の上端まで固定されるように打設された状態とする。

また、建築工事を伴う場合は、これに加え、原則として、建築工事が完了し、引き渡し可能な状態をもって、補助事業の完了とする。

さらに、撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事、その他補助金交付決定の条件となっている事項がある場合は、これらについても完了した状態とする。

(3) 添付書類

①補助事業完工図

②その他必要な書類等

8 工事完了後の現場確認（以下「完了確認」という。）について

(1) 完了確認には、原則として補助事業者及び浄化槽設備士が立ち会うものとする。

(2) 完了確認の結果、不備を指摘された場合は速やかに改善し、指示された写真又は図面を添付して報告するものとする。

(3) 市長は、浄化槽設備士が、補助事業の完了について施工の現場において確認したことを証するチェックリスト及び申請どおりの浄化槽が設置されていることを明らかに確認できる書類を提出させることにより完了確認に代えることができる。

9 補助金交付額の確定について

書類審査及び必要に応じて実施した完了確認の結果、浄化槽が申請どおり適正に設置されていること（撤去されるべき既存単独処理浄化槽又は便槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合は、それが撤去されたこと）が確認された後、又は不備の指摘を受けた事項についてすべて改善され、適正に設置されたことが確認された後、補助金交付額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

10 補助金交付請求について

補助事業者は、補助金交付額確定の通知を受けた後、補助金交付請求書を提出するものとする。

11 その他

(1) 浄化槽法第3条第3項の規定に基づき、浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するため、環境省令で定める使用に関する準則を遵守すること。

(2) 台所排水専用の升に付着した油脂分は定期的に除去すること。

汚濁負荷の高い排水には、油脂分離装置等を設置して維持管理を適正に行うこと。

- (3) 浄化槽の使用を開始したときは、浄化槽法第10条の2第1項に基づく浄化槽使用開始報告書を提出するとともに、保守点検業者に保守点検の開始を依頼すること。
- (4) 浄化槽の設置に伴い既設の浄化槽を廃止した場合は、その日から30日以内に、浄化槽法第11条の3の規定に基づく浄化槽使用廃止届出書を提出すること。
- (5) 浄化槽使用開始後、浄化槽法第7条第1項及び11条第1項に基づく法定検査の結果、改善を要する事項の指摘があった場合は速やかに改善措置を講じること。
- (6) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、市長から要求があった場合は、直ちに市長に報告すること。
- (7) 要綱及び本要領に明記されていない事象が発生した場合は別途協議することとする。

附 則

この取り扱いについては、平成4年4月13日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成7年3月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この取り扱いについては、平成11年4月1日から適用する。

附 則

平成15年3月19日「合併処理浄化槽の補助金交付に関する取扱いについて」を一部改正し、併せて名称を「岡山市合併処理浄化槽補助金交付実施要領」に改め、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月27日から施行し、平成19年度の補助金から適用す

る。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。この要領の改正の日前に受付した申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 補助対象判定表

(○は補助対象 ×は補助対象外)

		合併処理浄化槽設置場所 ※注3				
		ア	イ	ウ	エ	
		家屋新築に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の建替に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の浄化槽更新(老朽化・破損・増築による人槽変更など)	汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置	
申請者の現住所(居住家屋) ※注1	A	・集合住宅 ・戸建て賃貸住宅 ・同居している者の一部を残して転居	○	○	×	○
	B	下水道(農業集落排水施設を含む)接続済の住宅	○	○	×	○
	C	汲取便槽・単独処理浄化槽の住宅	○	○	×	○
	D	合併処理浄化槽の戸建て住宅(A欄の場合を除く)	×	×	×	○
	E	現住所に設置(市内の場合のみ)	※注2	×	×	○

※注1 居住家屋の建替・増改築等に伴い仮住まい先に転居している場合は元の居住家屋の住所を現住所とみなして判定する

※注2 家屋新築場所に予め住民票を異動している場合は居住実態のある方を申請者の現住所とみなして判定する

※注3 主たる生活の本拠ではない自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する場合は、汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置のみ対象とする

ただし、本表の判定条件にかかわらず、自然災害によるり災を原因とする設置・更新は補助対象とする

別表2 補助対象になる場合の確認書類の例

		確認書類の例	
家屋新築等 (ア・イ)	申請者の現住所（居住家屋） 現住所と異なる場所に設置	集合住宅	賃貸借契約書の写し等（滞納無証明書または住民票を添付し、集合住宅であることが確認できる場合は不要）
		A 戸建て賃貸住宅	賃貸借契約書の写し等
		同居している者の一部を残して転居	同居している世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）及び理由書（誰が転居するかを記載したもの）
		B 下水道（農業集落排水施設を含む）接続済の住宅	下水道等の使用が確認できる書類（水道の検針票の写し、水道料金の伝票の写し等（内訳に下水道料金が含まれているもの））
		C 汲取便槽の住宅 単独処理浄化槽の住宅	現住所のし尿汲取料金の請求書または領収書の写し 現住所の浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し
E 現住所に設置 (市内の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋新築場所に予め住民票を異動している場合は、異動前後の住所が記載された住民票及びその理由書 ・異動前の住所に対し、上欄に記載の確認書類を添付 		
改造・増築等 (エ)	汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置	汲取便槽：便槽の撤去前写真（改築・建替の場合は、し尿汲取料金の請求書または領収書の写し等） 単独処理浄化槽：単独処理浄化槽の撤去前写真及び浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し等（改築・建替の場合は、浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し等） 改築・建替により設置する場合は、建物登記事項証明書又は売買契約書等その改築・建替前の建物の存在が確認できる書類（改築・建替により設置することを確認するため。し尿汲取料金の請求書または浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写しの名義等により確認できる場合を除く。）	
自然災害により災を原因とする設置・更新		り災証明書の写し	

※ 申請時に市外に居住している場合は、本表に加えて住民票の写し（発行後1か月以内のもの。写しでも可。）を添付すること。（本表と重複する場合は省略可。）

※ 本表の例によらない添付書類でも、既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であることが確認できれば補助対象にすることができるものとする

※ 主たる生活の本拠ではない自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする場合は上記「汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置」の書類に加えて以下の確認書類が必要

- 1 現に居住している場合
 - (1) その物件に居住していることが確認できる書類（使用実績のある公共料金の請求書または領収書の写し等）
 - (2) 居住することの誓約書
- 2 これから居住する場合
 - (1) 売買契約書等その建物の所有が確認できる書類
 - (2) 居住することの誓約書

別表3 宅内配管工事費が補助対象になる場合とその確認書類の例

(浄化槽設置自体が補助対象にならない場合は宅内配管工事も補助対象になりません)

(○は補助対象 △は条件付きで補助対象 ×は補助対象外)

工事内容	補助対象	確認書類の例
改造に伴う単独処理浄化槽又は汲取りから合併処理浄化槽への設置替(水廻りの改造を伴わない場合も含む)	○	
単独処理浄化槽又は汲取り家屋の増改築に伴う設置替	△ ※注	<p>※注 家屋の構造を変えない軽微な改築や旧宅の間取りを変えずに新たに居住人員が増加するための増改築を行う場合のみ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築前後の間取り図面 ・旧宅の間取りを変えずに新たに居住人員が増加するため増改築する場合はその旨を記載した理由書、新たに増加する居住者の住民票
単独処理浄化槽又は汲取り家屋の建替に伴う設置替	×	

注意事項

単独転換又は汲取り転換に伴い宅内配管工事費の補助を申請する場合は、原則として単独処理浄化槽又は汲取り便槽を完全撤去する必要があります。

完全に単独処理浄化槽又は汲取り便槽が撤去できない場合は理由書、平面図、断面図等によりその旨を示してください。

別表4 工事写真撮影要領

①	着工前	<p>浄化槽設備士、標識板、工事看板及び埋設予定場所全体が、周囲の状況とともに写っていること。</p> <p>単独転換宅内配管工事費用を申請する場合は、工事看板及び水廻りを有する建物の外周とその付近の地面についても写っていること。</p> <p>工事看板に設置場所・補助事業者名・交付決定日及び交付決定番号を記入すること。</p> <p>浄化槽設備士は、ヘルメットをかぶり、正面を向いて、人物が特定できるものであること。</p>
②	床掘り	全体を平坦に均した状態であること。
③	栗石・ 砕石敷き	栗石又は砕石が全体に均一に敷かれ、底面全体の状況と厚みが分かるものであること。
④	配筋・ コンクリート打設	<p>底版コンクリート2次製品を使用しない場合は、コンクリートが全体に均一に打設され、底面全体の状況と厚み、配筋の間隔及び硬化状況が分かるものであること。</p> <p><u>底版コンクリート2次製品を使用する場合は、埋設される浄化槽の機種に対応する製品であることが、製品名、寸法等により確認できること（記載がない場合は縦横の寸法をリボンロッド等、厚さをスタッフにより基準面から差引き表示で確認できること（または、こば部分にスタッフを直接あてて厚みが確認できること。））。</u></p>
⑤	吊り込み	埋設される浄化槽の機種が分かるものであること。以降の写真で浄化槽の機種が分かれば、この写真は省略することができる。
⑥	水張り・ 水平確認	水張りをしながら、長辺方向及び短辺方向の水平確認を行っている様子が分かるものであること。
⑦	埋戻し・ 水平確認・ 水締め・ 突き固め	水締めをしながら、長辺方向及び短辺方向の水平確認を行っている様子が分かるものであること。
⑧	転圧・ 埋戻し完了	埋戻しが終了した後、全体を十分突き固めたことが分かるものであること。
⑩	工事完了写真・嵩上げ	<p>浄化槽上部にコンクリートスラブが打たれ、マンホール枠の上端までコンクリートで固定されていることが分かるものであること。</p> <p>浄化槽設備士が完了を確認していることが分かるよう、浄化槽設備士とともに着工前写真と同じ方向から、埋設場所全体が分かるように撮影されたものであること。</p> <p>すべてのマンホールの蓋を開けた状態で、マンホール枠下端が見えるようにスケールを当て、下端からの高さが分かるものであること。</p>

⑪	ポンプ槽	上部にコンクリートスラブが打たれ、フロートスイッチのケーブルが絡むことのないよう設置されていることが分かるものであること。ただし、原水ポンプにおいては、上部にコンクリートスラブが打たれていなくても可とする。
⑫	放流先	極力、水路の深さ、流れの状況、放流管底から水路の水面までの高さ、放流管径等が分かるように撮影されたものであること。
⑬	台所専用升	内径30cm以上で、水深25cmを確保し、水面から15cm以上深い部分の水を流出させる構造を有することが分かるように撮影されたものであること。
⑭	配管経路・各升	放流先までの配管状況が確認できるもので、全ての汚水升の配置が確認できるよう、流入経路及び浄化槽直後の升についてはふたを開けた状態で、配管経路が特定できるように撮影されたものであること。
⑮	浄化槽稼働・送風機設置状況	送風機のコードが電源に接続されていることが分かるものであること。
⑯	撤去写真	撤去されるべき単独処理浄化槽又は汲取り便槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合その撤去の状況が確認できること。⑰を除く。
⑰	単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去前後及び途中の写真、掘り起こした単独処理浄化槽又は汲取り便槽の写真	単独転換又は汲取り転換による撤去費の補助を申請する場合、その撤去の状況が確認できること。やむを得ず写真の撮影ができない場合は、単独処理浄化槽又は汲取り便槽を処分した際の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）E票により写真に代えることができる。
⑱	浄化槽の製造番号が確認できる写真	浄化槽本体に貼り付けられているラベル等により、製造番号が確認できるものであること。